

現場代理人の兼務に係る特記事項

契約番号 x x x
工 事 名 x x x x x x x x 工事

1. 現場代理人の兼務について

本案件は、「宮崎市工事請負契約における現場代理人の兼務等に関する取扱要領」第3条第1項第2号の規定により現場代理人の兼務を認める工事である。

2. 兼務の申請等の手続き

現場代理人の兼務をしようとするときは、「現場代理人兼務申請書（様式第1号）」を1部作成し、契約締結日までに、市長部局の案件は契約課工事契約係へ、上下水道局の案件は上下水道局総務課へ提出すること。

申請書の内容は契約課工事契約係（又は上下水道局総務課）において審査し、その結果については「現場代理人兼務承認（不承認）通知書（様式第2号）」により通知する。

3. その他留意事項（指名停止の可能性について）

当該工事あるいは兼務しようとする工事（既に受注している工事）のいずれかが兼務を認めない工事であったときは、それによる落札後の契約辞退は指名停止となる場合がある。

兼務の可否については、必ず入札前に契約課工事契約係へ確認すること。

現場代理人の兼務に係る特記事項

契約番号 x x x
工 事 名 x x x x x x x x 工事

1. 現場代理人の兼務について

本案件については、「宮崎市工事請負契約における現場代理人の兼務等に関する取扱要領」第3条第1項第2号の規定による現場代理人の兼務は、認めない。

2. その他留意事項（指名停止の可能性について）

当該工事あるいは兼務しようとする工事（既に受注している工事）のいずれかが兼務を認めない工事であったときは、それによる落札後の契約辞退は指名停止となる場合がある。

兼務の可否については、必ず入札前に契約課工事契約係へ確認すること。

現場代理人の兼務に係る特記事項

契約番号 x x x
工 事 名 x x x x x x x x 工事

1. 現場代理人の兼務について

本案件については、「宮崎市工事請負契約における現場代理人の兼務等に関する取扱要領」第3条第1項第2号の規定による現場代理人の兼務は、認めない（当初設計金額が1,600万円以上のため、同号の規定の対象外。）。

2. その他留意事項（指名停止の可能性について）

当該工事あるいは兼務しようとする工事（既に受注している工事）のいずれかが兼務を認めない工事であったときは、それによる落札後の契約辞退は指名停止となる場合がある。

兼務の可否については、必ず入札前に契約課工事契約係へ確認すること。